

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

評議員選任・解任委員会設置運営細則

平成29年04月01日施行

社会福祉法人

宮古島市社会福祉協議会

社会福祉法人 宮古島市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会設置運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第7項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という）の運営に関する事項について定める。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、外部委員2名、監事1名、事務局員1名の合計4名で構成する。

(委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(委員の報酬等)

第5条 委員会の委員の報酬は、これを支弁しない。ただし委員には、費用を弁償することができる。

(招集)

第6条 委員会は、理事の決議に基づき、会長が招集する。

(議長の選任)

第7条 委員の議長は委員の互選とする。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第8条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、評議員選任規程に基づいて理事会が行う。

(評議員の選任)

第9条 委員会は理事会から本会の評議員として推薦された候補者について次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第10条 委員会は、理事から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けた上で審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。

ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 委員会が開催された年月日及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の容量及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 出席委員<議長>は、議事録に記名押印する。

(補則)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。